

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人岡田実五郎の上告趣意のうち、憲法三一条違反をいう点は、原判決には所論指摘のような判断遺脱はないから前提を欠き、その余の点は、単なる法令違反の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項但書により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五一年三月二六日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	藤	林	益	三
裁判官	下	田	武	三
裁判官	岸		盛	一
裁判官	岸	上	康	夫
裁判官	団	藤	重	光